

山形県都市公園利用料金減免取扱基準

第1 減免の根拠

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第5項

第2 適用範囲

県土整備都市計画課で所管する都市公園に係る利用料金に限る。

第3 利用料金の減免の範囲

「山形県都市公園条例に係る審査基準及び標準処理期間並びに処分基準の基本方針」第1の第2項第1号の規定により次のように定める。

減免の対象	減免する利用料金	減免額
(1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法等に規定する者で組織する団体が主催する県レベル以上の競技会等に使用するとき。	条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合及び有料公園施設を使用する場合の利用料金（合宿所に係るものを除く。）	全 額
(2) 都市公園の効用を著しく高める催し等に使用するとき。		
(3) 県が都市公園の管理を行わせる指定管理者が、都市公園の設置目的を効果的に達成するため、公園施設を使用するとき。		
(4) 県が主催し、経費を負担する事業で、県レベル以上の大会等に使用するとき。		
(5) 別表に定める大会に使用するとき。		
(6) 地震、噴火等の非常災害により被災した地域に向けた義援金等の募金活動を行うとき。	条例第5条第1項の許可を受けて同項第3号に掲げる行為をする場合の利用料金	
(7) 県が締結した施設命名権に関する契約に基づき、命名権者が有料公園施設を使用するとき。	条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合及び有料公園施設を使用する場合の利用料金	必要と認める額
(8) その他特に必要があると認めるとき。		

第4 添付書類

減免事由に該当することを証する次に掲げる書類等を添付すること。

第3(1)及び(2)の場合 県が発行する証明書等

第3(3)及び(4)の場合 事業計画書、開催要項等

第3(6)の場合 趣旨説明書、実施要項等（事前）

公益性の認められる受領機関による領収書、振込の確認できる書類等(事後)

第3(8)の場合 必要と認める書類等

別表

大会名
(1) 国民体育大会
(2) 全国高等学校総合体育大会
(3) 全国中学校体育大会
(4) 東北総合体育大会
(5) 東北高校選手権大会
(6) 東北中学校体育大会
(7) 国民体育大会山形県予選会兼東北総合体育大会山形県予選会
(8) 県高等学校総合体育大会
(9) 県高等学校定時制通信制総合体育大会
(10) 県中学校総合体育大会
(11) 県民スポーツフェスティバル
(12) 県高等学校新人体育大会
(13) 県中学校新人体育大会

附 則

この基準は、平成26年10月10日から適用する。